

## 神奈川県漁業調整委員会指示第2号

神奈川県地先海面において、神奈川県漁業調整規則（令和2年神奈川県規則第91号）第41条第1項第5号に規定する竿釣り及び手釣りにより水産動植物を採捕する場合について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和7年3月11日

神奈川県漁業調整委員会

会長 櫻 本 和 美

- 1 遊漁者が船舶によりまき餌を使用して竿釣り又は手釣りを行う場合のまき餌籠の大きさ及び数の制限

### (1) まき餌籠の大きさ

外径（放出するまき餌量調整などのため取り付けられた突起した部分を除く。）5.5センチメートル以下、長さ（まき餌を収納する部分に限る。）

16センチメートル以下のいずれの条件も満たすもの

### (2) まき餌籠の数

1仕掛けにつき1個

- 2 指示の有効期間

令和7年4月22日から令和10年4月21日まで